

資料12

生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入に向けた今後の対応について（案）

1 趣旨

農薬のリスク評価について、第6次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)及び生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定)において、農薬登録制度における生態リスク評価の拡充を図ることとされており、令和7年3月、中央環境審議会水環境・土壤農薬部会において、生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価についての答申案がまとめられたところ。

生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価(以下「長期ばく露評価」という。)の導入に向けて、今後、以下の対応を進める。

2 申請者に提出を求める試験成績等の追加

現在、農薬の登録申請や再評価に必要な資料は、「農薬の登録申請において提出すべき資料について(平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知)」。以下、「農水省通知」という。で規定している。農水省通知を改正し、長期ばく露評価の導入にあたり提出を求める試験成績の追加等を行う。

(1) 生活環境動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績として、以下の試験成績の提出を求める。各試験は括弧内のテストガイドラインに準拠して実施するものとする。

- ✓ 魚類初期生活段階試験(OECD(経済協力開発機構)テストガイドライン210)
- ✓ オオミジンコ繁殖影響試験(OECD テストガイドライン211)
- ✓ 鳥類繁殖毒性試験(OECDテストガイドライン206又はEPA OCSPP850.2300)

なお、魚類については上記試験成績の代替として、長期的な農薬ばく露による発達、生存、成長、繁殖への影響を確認できる試験成績の提出を可能とする。

(2) ばく露評価に必要な水域環境中予測濃度(長期)及び鳥類予測ばく露量(長期)の算出方法を規定するとともに、算定結果の提出を求める。

3 評価対象農薬及び評価実施時期の整理

答申案において、「評価の対象はすべての農薬(中略)とすることが適当である。なお、既に登録のある農薬については、原則として再評価2巡目から評価することとし、必要と判断されたものについては、再評価1巡目においても評価する。」とされている。

また、農薬小委員会での議論を踏まえて、別紙のとおり、再評価2巡目を待たずに評価の対象とする農薬の要件を整理している。

これらを踏まえ、以下の考え方で長期ばく露評価を進める。

- ✓ 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第8条第1項の規定による再評価の導入(2018年12月1日)前に登録があった農薬の有効成分については、当該有効成分の2巡目の再評価から評価する。
- ✓ ただし、別紙に示す考え方による該当する有効成分については、再評価2巡目を待たずに評価する。対象となる有効成分及び長期ばく露評価に必要な試験成績等の提出期限は、追って公表する。
- ✓ 再評価の導入後に登録となった農薬の有効成分については、当該有効成分の初回の再評価から評価する。
- ✓ 新規登録申請予定の有効成分については、²で改正した農水省通知の施行前に申請されるものは、登録後、当該農薬の有効成分の初回の再評価において、施行後に申請されるものは、登録申請時に評価することを予定している。

4 想定スケジュール

令和8年第一四半期	農水省通知を改正 なお、施行にあたっては、一定の経過措置期間を設定する。
令和8年第一四半期以降	再評価2巡目を待たずに評価の対象とする農薬の有効成分 及び試験成績等の提出期限を通知

5 その他

²及び³と並行して、長期ばく露評価を進めるにあたっての技術的な課題に対する検討や、申請者からのデータコンサルテーション等の相談対応等を進める。

再評価 2 巡目を待たずに評価の対象とする農薬

農薬取締法第 8 条第 1 項の規定による再評価導入（2018年12月 1 日）前に登録があった農薬の有効成分については、当該有効成分の再評価 2 巡目から評価することとし、以下のいずれかに該当する農薬の有効成分については、再評価 2 巡目を待たずに評価する。

1. 水域の生活環境動植物に係る長期ばく露による影響の評価の対象となる有効成分

- (1) 急性影響に係る登録基準 が水域PECと近接しているもの
- (2) 急性影響に係る登録基準 が河川水中のモニタリング調査における検出濃度と近接しているもの及びモニタリング調査の際に物理化学的特性を考慮すべきもの
- (3) 殺虫剤のうち、成長制御作用を有する脱皮阻害剤や幼若ホルモン類似剤等の、急性毒性試験では長期ばく露による毒性の把握が困難なもの

2. 陸域の生活環境動植物(鳥類)に係る長期ばく露による影響評価の対象となる有効成分

- (1) 又は(2)で得られた毒性値から試算された長期影響濃度が予測長期ばく露量と近接しているもの
- (1) 欧州または米国で長期ばく露による影響評価が行われているもの
- (2) 申請者が鳥類繁殖毒性試験のデータを保有しているもの

登録基準値の設定根拠が藻類等の場合には、甲殻類等及び魚類の急性影響濃度のうち小さい数値